

特別金利定期積金

Shinkumi Bank

信用組合

しんくみ

募集期間

令和2年1月20日（月）～
令和3年3月31日（水）

山形中央信用組合

70周年

プレミアム定期積金

適用金利

年 0.10 %



商品名

70周年プレミアム定期積金

ご利用
いただける方

個人法人の別を問いません

ご契約金額

個人 100万円以上500万円以下
法人 200万円以上500万円以下

ご契約期間

3年以上5年以下

掛込金額

【個人】 17,000円以上
138,000円以下
【法人】 34,000円以上
138,000円以下
※ 1,000円単位となります

募集契約金額

10億円

- 金利は当初ご契約時の0.10%を満期日まで適用します。
- 原則として中途解約できません。やむを得ず満期日前に解約する場合は、当組合所定の中途解約利率に準じたお利息をお支払します。
- お利息（給付補てん金）には20%の税金がかかります。但し、令和19年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。なお、マル優はご利用できません。
- 払込が遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。
- 満期日以降の利息は解約日における普通預金金利により計算します。
- 預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。
- 店頭の商品説明書をご用意しております。

令和2年1月20日現在

詳しくは窓口又は渉外担当者までお問い合わせください。



山形中央信用組合

YAMAGATA Chuo Shinyokumiai

□本店営業部 0238-84-2187 □寒河江支店 0237-86-3229
□小松支店 0238-42-3107 □左沢支店 0237-62-2551
□小国支店 0238-62-2137 □飯豊支店 0238-72-2131
□荒砥支店 0238-85-3131 □陵南支店 0237-85-2277

ホームページアドレス

<http://www.yamachuu-ca.co.jp/>



70周年プレミアム定期積金

1. 商品名	・70周年プレミアム定期積金
2. ご利用いただける方	・個人、法人の方
3. お取扱期間	・令和2年1月20日～令和3年3月31日 (募集総額に達し次第終了いたします。)
4. 募集総額	・契約額10億円(全店合計となります)
5. お預入期間	・3年以上5年以下
6. ご契約金額	・個人の場合 100万円以上500万円以下 ・法人の場合 200万円以上500万円以下
7. 毎月の掛金 (1) 払込方法 (2) 払込金額・単位	・原則、毎月1回所定の金額を払込みしていただきます。 ・個人の場合 17,000円以上138,000円以下(1,000円単位) ・法人の場合 34,000円以上138,000円以下(1,000円単位)
8. 利息(給付補てん金) (1) 適用利率 (2) 計算方法	・年0.10%(固定金利) ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算を行い、満期日以降に一括して給付契約金をお支払いします。
9. 金利情報入手	・窓口でお問い合わせ頂くか、インターネットのホームページをご覧ください。
10. 税金	・個人…給付補てん金に20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)となります。 <u>平成25年1月1日から令和19年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</u> ・法人…総合課税となります
11. 中途解約時の取扱	・原則として中途解約できません。やむを得ず満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。)
12. 苦情処理措置・紛争 解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、 <u>お取引のある営業店または下記の窓口</u> をご利用ください。 【窓口：山形中央信用組合事務部】 0238-84-2182 受付日：月曜日～金曜日(祝日および金融機関の休業日は除きます。) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://yamachuu-ca.co.jp/

	<p>・紛争解決措置</p> <p>仙台弁護士会 紛争解決支援センター（電話：０２２-２２３-１００５） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：０３-３５８１-００３１）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３-３５９５-８５８８）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３-３５８１-２２４９） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、 上記山形中央信用組合事務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただく ことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけま す。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関の休業日は除く） 受付時間：午前９時～午後５時 電 話：０３-３５６７-２４５６ 住 所：〒１０４-００３１ 東京都中央区京橋１-９-１ （全国信用組合会館内）</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。 または、当初契約時の店頭表示金利（年３６５日の日割計算）の割合による 遅延損害金をいただきます。 ・金融情勢等により、予告なく商品内容を変更する場合や取扱いを中止する場 合があります。 ・マル優のお取扱いはできません。 ・満期日以降の利息は、解約日における普通預金金利により計算します。 ・預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。

令和2年1月20日現在